

株 主 各 位

東京都渋谷区神宮前三丁目42番6号

三光産業株式会社

代表取締役社長 石 井 正 和

第63回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第63回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申しあげます。

当社ウェブサイト <https://www.sankosangyo.co.jp>

（上記ウェブサイトへアクセスいただき、メニューより「IR」「株主総会」の順に選択いただき、ご確認ください。）

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show>Show>

（上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「三光産業」又は「コード」に当社証券コード「7922」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、書面（郵送）にて議決権の事前行使をいただき、株主総会当日のご来場を見合わせることもご検討くださいますようお願い申しあげます。

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙は、2023年6月28日（水曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年6月29日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都千代田区九段北四丁目2番25号
アルカディア市ヶ谷（私学会館）5階「大雪の間」
3. 目的事項
報告事項
 1. 第63期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員
会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第63期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）
計算書類報告の件

決議事項

- | | |
|-------|---|
| 第1号議案 | 剰余金処分 の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更 の件 |
| 第3号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く）5名選任 の件 |
| 第4号議案 | 補欠の監査等委員である取締役1名選任 の件 |
| 第5号議案 | 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定 の件 |

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

- (1) 議決権行使書において、各議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2) 代理人による出席の場合は、委任状を議決権行使書用紙とともに受付にご提出ください。なお、代理人は議決権を有する株主様1名に限らせていただきます。

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記のインターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

事業報告

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度（2022年4月1日～2023年3月31日）における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症による厳しい状況が緩和し、緩やかな回復基調がみられるものの、ウクライナ情勢の長期化や世界的なインフレ、為替市場の急激な変動などにより、景気動向については不安定な状況が続いております。

印刷業界においては、日本国内において印刷需要が減少する中、受注競争による単価の下落、サプライチェーンの混乱、また海外においても現地企業との受注競争の激化等、依然として厳しい経営環境が続いております。

このような状況のもと当社グループは、新型コロナウイルス感染症の収束長期化に加え、為替市場の急激な変動や原材料高騰等により業績の見通しが立たない中、売上の拡大と新基幹システム構築による効率化の推進により収益の改善に取り組んでまいりました。

その結果、当連結会計年度の売上高は9,814百万円（前年同期比2.3%増）となりました。

利益面につきましては、売上原価、販売費及び一般管理費の削減に努めましたが、2021年12月にマレーシアにて発生しました洪水被害の影響、また子会社株式の取得費用を91百万円計上した結果、営業損失は56百万円（前年同期は105百万円の営業利益）となりました。また、受取配当金及び為替差益の計上により経常利益は44百万円（前年同期は116百万円の経常利益）となり、受取保険金を178百万円、災害損失引当金戻入額を6百万円及び固定資産処分損を6百万円計上した結果、親会社株主に帰属する当期純利益は147百万円（前年同期は35百万円の親会社株主に帰属する当期純利益）となりました。

セグメント別の業績は次のとおりであります。

イ. 日本

パネル関連製品の幅広い営業展開と、シール・ラベル製品の受注確保のため既存取引先の深耕のほか日用品関連等の新規分野への営業展開を積極的に行い、製造面については、歩留率の改善等による効率化を重点的に進めてまいりました。

主として電気機器関連のラベル・ステッカー関連製品が増収、また株式会社アクシストラス、株式会社ベンリナーが連結子会社に加わったことにより、当連結会計年度の売上高は7,633百万円（前年同期比2.7%増）となりました。また、利益面については、販売費及び一般管理費の削減に努めましたものの、子会社株式取得費用を計上したことによりセグメント損失は60百万円（前年同期は100百万円のセグメント損失）となりました。

日本セグメントに所属する連結子会社は、株式会社トムズ・クリエイティブ、株式会社アクシストラス及び株式会社ベンリナーであります。

ロ. 中国

中国セグメントにつきましては、連結子会社燦光電子（深圳）有限公司について、2019年8月に製造工場を閉鎖し、販売会社として国内の営業部門及び生産提携先との連携を強化し、中国市場における業績の安定化を目指して積極的な営業展開を継続いたしました結果、当連結会計年度の売上高は1,612百万円（前年同期比19.8%増）となり、セグメント利益は30百万円（前年同期は25百万円のセグメント利益）となりました。

なお、中国セグメントに所属する連結子会社は、光華産業有限公司及び燦光電子（深圳）有限公司であります。

ハ. アセアン

アセアンセグメントにつきましては、連結子会社サンコウサンギョウ（ベトナム）CO. , LTD. について2023年2月に解散及び清算が終了し、現在所属する連結子会社サンコウサンギョウ（マレーシア）SDN. BHD. 、サンコウサンギョウ（バンコク）CO. , LTD. につきましては、日本国内外からの営業面・製造面の支援を受け、積極的な営業活動及び製造工程の改善等を図っております。

しかしながら、2021年12月にマレーシアにて発生しました洪水被害及び新型コロナウイルス感染症の収束長期化による活動制限の影響を大きく受け、電気機器関連のシール・ラベル分野において受注減となり、当連結会計年度の売上高は568百万円（前年同期比30.6%減）となりました。利益面においては、製造原価、販売費及び一般管理費の削減に努めましたものの、セグメント損失は9百万円（前年同期は106百万円のセグメント利益）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は204百万円で、その主なものは、当社における建物改築及び機械設備の導入に伴う費用であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度においては、短期的な流動資金確保のため、金融機関より短期借入金として4億円を調達いたしました。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分
の状況

当社は、2022年6月20日付で、株式会社アクシストラスの全株式を取得し、同社を連結子会社といたしました。また、2022年12月22日付で、株式会社ベンリナーの全株式を取得し、同社を連結子会社といたしました。

また、2023年2月に当社の連結子会社であったサンコウサンギョウ（ベトナム）CO., LTD. の清算が終了し、同社を連結子会社から除外しております。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第60期 (2020年3月期)	第61期 (2021年3月期)	第62期 (2022年3月期)	第63期 (当連結会計年度) (2023年3月期)
売 上 高 (千円)	10,624,392	10,547,226	9,594,649	9,814,833
経 常 利 益 または 経 常 損 失 (△) (千円)	△8,687	115,395	116,577	44,527
親会社株主に帰属する 当期純利益または 当期純損失 (△) (千円)	△393,569	△133,045	35,909	147,082
1株当たり当期純利益 または当期純損失 (△)	△63円55銭	△21円48銭	5円79銭	23円75銭
総 資 産 (千円)	11,277,041	12,046,927	11,843,168	11,218,558
純 資 産 (千円)	7,791,501	7,813,048	7,717,288	8,049,058

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
サンコウサンギョウ (マレーシア) SDN. BHD.	10,000千マレーシアドル	100%	ラベル、パネル等の製造及び販売
光華産業有限公司	30,000千香港ドル	100%	ラベル、パネル等の販売
燦光電子 (深圳) 有限公司	48,823千人民元	100% (100%)	ラベル、パネル等の販売
サンコウサンギョウ (バンコク) CO., LTD.	20,000千タイバツ	100%	ラベル、パネル等の販売
株式会社トムズ・クリエイティブ	45,000千円	100%	ノベルティグッズ等の企画及び販売
株式会社アクシストラス	3,000千円	100%	空調家電の販売
株式会社ベンリナー	10,000千円	100%	野菜調理機器の製造及び販売

(注) 1. 議決権比率の () 内は、間接所有割合で内数であります。

2. 当社は、2022年6月20日付で、株式会社アクシストラスの全株式を取得し、同社を連結子会社といたしました。また、2022年12月22日付で、株式会社ベンリナーの全株式を取得し、同社を連結子会社といたしました。

(4) 対処すべき課題

当社グループの取引は、国内大手電機メーカーグループとの取引が中心であります。

これらの大手電機メーカーにおいては製品ライフサイクルの短期化に加え、熾烈な価格競争に勝ち抜くため一層のコスト削減を狙い、自社の生産拠点の海外移転や部材の現地調達化を進めております。この結果、当社の得意とする家電メーカーとのシール・ラベル及びパネル等の取引は海外へ移転し、国内においては印刷需要の減少による受注単価の下落、また、海外においても現地メーカーとの受注競争の激化等、当社グループを取り巻く事業環境は一段と厳しさを増しております。

このような状況のもと、当社グループは急激に変化を続ける事業環境に対応し、将来にわたり持続的な成長・発展を成し遂げていくため、「顧客企業における最高のサプライヤーになる基盤を整備する」を経営の基本方針に掲げ、以下の重点施策に積極的に取り組んでおります。

① パネル事業の業界内地位の安定化

成長分野と捉えているパネル関連製品を受注拡大の柱とし、事業の拡大を図ってまいります。このため、この分野のシェア拡大を図るとともに、品質管理の徹底、リスクに応じた適正見積の実施に加え、技術進歩

に対応するための高度な技術力を有する企業との連携を推進し、パネル部材業界において顧客企業から信頼されうる確固たる地位の構築を目指してまいります。

② シール・ラベル事業の収益性の改善

国内市場におきましては、大手電機メーカー向けを中心にシール・ラベル需要は縮小傾向にありますが、今後は国内工場の安定稼働に向けて電気機器分野以外の受注を拡大すると同時に、工程改善等により一層の効率化を図ってまいります。さらに、今後成長が期待できるメディカル分野、産業機器分野、食品・日用品分野、ノベルティ分野、教育機器関連分野等将来のニーズに合った技術開発を中心に研究開発を行い、持続的な成長・発展を目指してまいります。

③ 海外事業展開

中国事業展開につきましては、販売会社として国内の営業統括本部及び中国ローカル提携先との連携をより一層強化し、中国市場における業績の安定化を目指してまいります。また、今後もアセアン地域を中心に得意先メーカーの生産シフトは続いていくものと思われまますので、パネル製品及びシール・ラベル製品においても内外の連携を強化し、受注の拡大と生産の効率化による製造原価低減により業績の向上を推進してまいります。

④ その他

国内連結子会社株式会社トムズ・クリエイティブにおいては、新型コロナウイルス感染症の影響で中止、延期となっていた各種プロモーション企画が再開の兆しをみせており、新規ノベルティ部門の受注拡大を目指してまいります。

当連結会計年度に国内連結子会社となりました株式会社アクシストラスについては、新商品の開発を推し進めさらなる受注拡大を目指してまいります。

同じく当連結会計年度に国内連結子会社となりました株式会社ベンリナーについては生産力増強を推し進めるため、各種施策を実行しさらなる売上拡大を目指してまいります。

今後はこれら成長分野における積極的な営業活動による受注拡大とともに、生産能力増強投資及び2022年1月より稼働開始した新基幹システムにより生産性の向上を図り、管理業務効率化及び品質の向上を推進し業績の安定化を図ってまいります。

(5) 主要な事業内容 (2023年3月31日現在)

当社の企業集団は、当社及び子会社7社で構成されており、主として接着剤付きラベル・ステッカー・パネル等の特殊印刷製品の企画及びその製造、販売を行っております。株式会社トムズ・クリエイティブにおいては、ノベルティグッズなどのセールス・プロモーションツールの企画、デザイン、キャンペーン関連業務を行っております。株式会社アクシストラスにおいては、Yoitasブランドの運営・卸事業を行っております。株式会社ベンリナーにおいては、野菜調理器製造事業を行っております。

(6) 主要な営業所及び工場 (2023年3月31日現在)

① 当社の主要な営業所及び工場

本 社	東京都渋谷区	川 越 工 場	埼玉県川越市
大 阪 支 店	大阪府東大阪市	長 野 工 場	長野県佐久市
名 古 屋 営 業 所	愛知県名古屋市緑区	大 阪 工 場	大阪府東大阪市

② 子会社の主要な営業所及び工場

サンコウサンギョウ (マレーシア) S D N . B H D .	マレーシア国セランゴール州
光華産業有限公司	香港
燦光電子 (深圳) 有限公司	中国広東省深圳市
サンコウサンギョウ (バンコク) C O . , L T D .	タイ王国バンコク都
株式会社トムズ・クリエイティブ	東京都渋谷区
株式会社アクシストラス	東京都渋谷区
株式会社ベンリナー	山口県岩国市

(7) 使用人の状況 (2023年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
360 (84) 名	7 (23) 名

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
194 (62) 名	△5 (△2) 名	41歳10ヶ月	14年7ヶ月

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2023年3月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株式会社三井住友銀行	500百万円
株式会社埼玉りそな銀行	100百万円
株式会社商工組合中央金庫	135百万円
株式会社広島銀行	80百万円

- (注) 1. 当社は、運転資金の効率的な調達を行うために、株式会社三井住友銀行と300百万円、株式会社埼玉りそな銀行と200百万円の当座貸越契約を締結しております。
2. 連結子会社株式会社トムズ・クリエイティブは、運転資金の効率的な調達を行うために、株式会社商工組合中央金庫と100百万円の当座貸越契約を締結しております。
3. 連結子会社株式会社ベンリナーは、運転資金の効率的な調達を行うために、株式会社広島銀行と100百万円の当座貸越契約を締結しております。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（2023年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 15,200,000株
- ② 発行済株式の総数 7,378,800株
- ③ 株主数 910名
- ④ 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
三 光 産 業 取 引 先 持 株 会	468,200株	7.4%
日 本 証 券 金 融 株 式 会 社	424,000	6.7
田 中 周 子	328,800	5.2
小 舘 和 美	318,851	5.1
鈴 木 佳 子	315,567	5.0
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	304,320	4.8
吉 田 文 子	269,800	4.3
松 村 紀 子	234,351	3.7
鯨 島 英 子	224,051	3.6
土 田 雄 一	220,900	3.5

- (注) 1. 当社は、自己株式を1,086,973株所有しておりますが、上記大株主から除いております。なお、自己株式には株式付与ESOP信託が保有する当社株式（98,900株）を含んでおりません。
2. 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式を除いて計算しております。

⑤ その他株式に関する重要な事項

2023年2月14日開催の取締役会決議により、以下のとおり自己株式の処分を行いました。

- ・ 処分した株式の種類及び数 普通株式 98,900株
- ・ 処分価額の総額 33,626,000円
- ・ 処分の目的 株式付与ESOP信託導入のため
- ・ 処分した日 2023年3月6日

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役の状況 (2023年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	石井 正和	執行役員 株式会社ベンリナー 取締役
常務取締役	長谷川勝也	執行役員 西日本統括本部長兼大阪支店長
取締役	北村 眞一	執行役員 営業統括本部長 光華産業有限公司 董事長 燦光電子(深圳)有限公司 董事長 サンコウサンギョウ (バンコク) 社長 株式会社ベンリナー 取締役
取締役	岡田 豊	執行役員 東日本統括本部長兼生産管理部長
取締役	阿部 雅弘	執行役員 経営企画室長兼管理統括本部長 株式会社トムズ・クリエイティブ 取締役 株式会社アクシストラス 代表取締役 株式会社ベンリナー 取締役
取締役	矢野 恵美子	執行役員 営業統括副本部長兼営業業務推進部長
取締役(常勤監査等委員)	高橋 光弘	
取締役(監査等委員)	大津 素男	大津公認会計士事務所 副代表
取締役(監査等委員)	川添 啓明	横濱啓明法律事務所 代表

- (注) 1. 取締役(監査等委員)大津素男氏及び川添啓明氏は、社外取締役であります。
2. 取締役(監査等委員)大津素男氏及び川添啓明氏は、以下のとおり、財務及び会計並びに法務に関する相当程度の知見を有しております。
- ・取締役(監査等委員)大津素男氏は、公認会計士の資格を有しております。
 - ・取締役(監査等委員)川添啓明氏は、弁護士の資格を有しております。
3. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて、監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために高橋光弘氏を常勤の監査等委員として選定しております。
4. 当社は、取締役(監査等委員)大津素男氏及び川添啓明氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各監査等委員である取締役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しており、保険料は当社が全額負担しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び子会社の役員です。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者がその職務に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。

ただし、被保険者の故意による法令違反、犯罪行為に起因して生じた損害等は填補されないなどの免責事由があります。

④ 取締役の報酬等の総額

区 分	支給人員	報酬等の総額 (基本報酬)
取締役（監査等委員を除く） (うち社外取締役)	6名 (-)	54,885千円 (-)
取締役（監査等委員） (うち社外取締役)	3名 (2名)	12,452千円 (7,050千円)
合 計 (うち社外取締役)	9名 (2名)	67,337千円 (7,050千円)

- (注) 1. 取締役（監査等委員を除く）の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2016年6月29日開催の第56回定時株主総会において、年額240,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない）と決議いただいております。
当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は、5名（うち、社外取締役は0名）です。
3. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2016年6月29日開催の第56回定時株主総会において、年額30,000千円以内と決議いただいております。
当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は、3名（うち、社外取締役は2名）です。

⑤ 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役が受ける報酬等の決定方針を取締役会の決議にて以下のとおり定めております。なお、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

イ. 取締役（監査等委員を除く）の報酬の決定方針

取締役（監査等委員を除く）の報酬等については、基本報酬である月額固定金銭報酬のみとし、その基本報酬の額については、各取締役の役位、職責、在任期間、他社水準等を総合的に勘案したうえ、各取締役の活動内容、貢献度等の評価を行うには代表取締役社長が最適であるため、その決定権限を代表取締役社長執行役員の石井正和に委任しております。

なお、当該評価及び決定内容に関しては、事前に監査等委員会がその妥当性等について確認しております。

ロ. 監査等委員である取締役の報酬等の決定方針

監査等委員である取締役の報酬等については、本報酬である月額固定金銭報酬のみとし、基本報酬の額については、常勤及び非常勤等を勘案のうえ、各監査等委員である取締役の協議により決定しております。

⑥ 社外役員等に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役（監査等委員）大津素男氏は、大津公認会計士事務所の副代表であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）川添啓明氏は、横濱啓明法律事務所の代表であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況
取締役（監査等委員） 大津素男	当事業年度において開催された取締役会16回のうち16回に、監査等委員として出席し、公認会計士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行うなど、当社の経営に対する実効性の高い監督等に十分な役割・職責を果たしております。 また、当事業年度において開催された監査等委員会11回のうち11回に出席し、監査結果についての意見交換等、専門的見地から適宜、必要な発言を行っております。
取締役（監査等委員） 川添啓明	当事業年度において開催された取締役会16回のうち16回に、監査等委員として出席し、弁護士として法律に関する専門的な知識と経験から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行うなど、当社のコーポレートガバナンスの向上に大きく寄与されております。 また、当事業年度において開催された監査等委員会11回のうち10回に出席し、監査結果についての意見交換等、専門的見地から適宜、必要な発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称

監査法人まほろば

② 報酬等の額

(単位：千円)

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	21,000
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	21,000

(注) 1. 上記の額は、いずれも公認会計士法第2条第1項の監査証明業務に係る報酬であります。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

3. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

4. 当社の重要な子会社のうち、光華産業有限公司、燦光電子（深圳）有限公司、サンコウサンギョウ（マレーシア）SDN. BHD. 及びサンコウサンギョウ（バンコク）CO., LTD. は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有するものを含む）の監査（会社法または金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む）の規定によるものに限る）を受けております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制及び運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務並びに会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は、以下のとおりであります。

① 当社の取締役及び使用人並びに当社子会社の取締役等及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ. コンプライアンス

コンプライアンスに関する当社の企業倫理行動方針、社員行動規範（コンプライアンスマニュアル）を当社の全取締役及び使用人並びに当社子会社（以下「グループ各社」といい、当社と併せて「当社グループ」といいます。）の全取締役等及び使用人に掲示し、啓蒙活動を行い、趣旨の徹底を図っております。

コンプライアンス活動を全社的な活動に位置づけるため、コンプライアンス委員会を設置し、委員長は代表取締役社長が務めております。コンプライアンス委員会は、当社グループの企業倫理行動方針、社員行動規範の遵守状況を把握し、必要に応じて規範の改廃改善を講じ、効果的な活動を牽引することとしております。

ロ. 内部通報制度の設置

法令違反または疑義のある行為に対し、当社グループ使用人が通報できる制度を整備、運用しております。

ハ. 内部監査

当社グループの各部署における法令、定款及び社内規程の遵守状況、業務執行状況を内部監査規程に基づき監査する代表取締役直属の内部監査室を設置しております。

ニ. 財務報告の信頼性を確保する体制

当社グループの財務報告が法令等に従い適正に作成され、信頼性が確保されるための体制を整備し、継続的に評価、見直しを行っております。

② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会をはじめ重要な会議の意思決定に係る記録や各取締役が職務権限規程に基づいて決裁した文書等を法令及び文書管理規程に基づき適正に保存及び管理しております。

取締役及び監査等委員会は、取締役の職務執行に係る記録や決裁文書等をいつでも閲覧することが可能であります。

③ 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループのリスク管理全体を統括するリスク管理担当役員を任命し、リスク管理規程を定め、各部門のリスク管理体制の責任者である各部門担当役員とともに、当社グループの体系的、部門横断的リスク管理体制の整備を行っております。

④ 当社の取締役及び当社子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保する体制

イ. 取締役会を原則毎月1回開催するほか、必要に応じ臨時取締役会を開催し、経営の基本方針及び重要事項に関する迅速な意思決定を行っております。

ロ. 毎年3月に当社の役員及び、グループ各社の主要な責任者が参加する経営方針会議を開催し、取締役会で決定された経営基本方針に基づき、翌年度のグループ経営方針の審議、決定を行っております。

週1回経営戦略会議、月1回モニタリング会議及び月1回営業会議を開催し、業績の進捗状況の把握、情報の共有化を図っております。

ハ. 取締役会は業務分掌規程、職務権限規程等の社内規程を随時見直し、権限及び責任を明確にして効率的な職務執行を行っております。

ニ. 執行役員制度を導入し、業務執行機能の強化と経営効率の向上を図っております。

ホ. 取締役会は当社グループの企業活動が、経営目標達成のため適正かつ効率的に行われるよう、業務の遂行状況及び内部統制の状況について指導、監督し、改善を図るようしております。

- ⑤ 当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

職務執行上の重要な事項に関して、親会社へ定期的な報告がなされる体制を整備しております。

ロ. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

親会社の取締役会は定期的フォローアップを実施し、子会社の健全な経営に配慮するとともに、損失の危険が見込まれる場合は、時期を失せず、適切な対応策を講じております。

ハ. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

子会社の経営上の重要事項についての意思決定は、当社と子会社間で事前協議がなされる体制をとっております。

ニ. 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

子会社に対し、定期的に業績その他重要な経営事項の報告を義務付けており、また、当社の監査等委員会による監査及び内部監査部門による監査を実施し、コンプライアンスの徹底を図っております。

- ⑥ 当社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項
当社は、現在監査等委員会の職務を補助する使用人はおりませんが、監査等委員会から求められた場合には、必要に応じて監査の職務を補助すべき使用人を配置いたします。なお、監査等委員会の職務を補助すべき取締役は置かないものとしております。

- ⑦ 前号の取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項

当該使用人が、監査等委員会の職務を補助するに際しては、監査等委員会の指揮命令にのみ従うものとし、また、当該使用人の任命・異動等人事権に係る事項の決定には、監査等委員会の事前の同意を得ることとしております。

- ⑧ 当社の監査等委員会への報告に関する体制
- イ. 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人が監査等委員会に報告するための体制
- 取締役及び使用人は、当社グループにおける職務執行に関する重大な法令、定款違反の事実、当社グループに重大な影響を及ぼすおそれのある事項、当社グループにおける内部監査の実施状況、その他監査等委員会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは速やかに監査等委員会に報告する体制としております。報告の方法（報告書、報告時期等）については取締役と監査等委員会との協議によることとしております。
- ロ. 子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告するための体制
- 当社グループにおける情報等については、毎月の月次報告や監査等委員会との定期的な意見交換などを通じて、適切な意思疎通を図るとともに監査等委員会の求めに応じて報告を行っております。
- ⑨ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 内部通報制度に基づく通報またはその他に関し監査等委員会に報告したことを理由として、報告した者に不利な取扱いを行わないこととしております。
- ⑩ 当社の監査等委員会の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- 監査等委員会がその職務の執行のために、費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議のうえ、当該費用等が監査等委員会の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用等を処理いたします。
- ⑪ その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- イ. 代表取締役は、監査等委員会が内部監査室及び会計監査人と円滑な関係を築けるように配慮しております。
- ロ. 代表取締役は、監査等委員会と定期的に会社運営に関し意見交換及び意思の疎通を図っております。
- ハ. 代表取締役は、業務の適正を確保するうえで重要会議への監査等委員の出席を確保しております。
- ⑫ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況
- 当社は企業倫理行動方針及び社員行動規範において、社会の秩序や企業

の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨むことを基本方針に定めております。

反社会的勢力からの不当な要求に対しては、警察等の関係行政機関と緊密な連携をとり、一切応じないことを明確にしております。

(運用状況)

当社は、上記業務の適正を確保するための体制につき、その適切な運用に努めております。当連結会計年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

① 取締役の職務の適正及び効率性の確保に関する事項

当社の取締役会は、取締役（監査等委員である取締役を除く）と監査等委員である取締役（社外取締役を含む）が出席して行われます。取締役会は月1回の頻度で開催されており、重要な意思決定や職務執行状況等について活発な意見交換がなされております。

② リスク管理に関する事項

当社は、当社グループ全体のリスク管理について、統括する管理担当役員、各部門及び各グループのリスク管理体制の責任者と、各部門のリスク状況の管理体制の整備を行うとともに、未然防止策、対応策等を検討し、また、リスク管理上重要な情報の入手に努め、その都度取締役会において報告を行っております。

③ コンプライアンスに関する取組み

当社は、社長を委員長とするコンプライアンス委員会を年2回開催し、社員のコンプライアンスに対する意識向上を図っております。また、内部通報制度を設けており、社内においては総務部、社外においては当社顧問弁護士を通報窓口とし、問題の早期発見、早期解決に取り組んでおります。

④ 内部監査に関する取組み

内部監査室は、当社の各部署及びグループ各社が法令、定款、規定等に則して、適切に業務運営を行っているか、書類の閲覧やヒアリング等を通じて監査を行っております。内部監査室長は、取締役会において監査結果を報告しております。

⑤ 監査等委員会の監査体制

当社の監査等委員である取締役は、取締役会に出席するほか、経営方針会議等の重要な会議に出席して意見を述べております。また、役職員に対

しては個別のヒアリングを行い、取締役（監査等委員である取締役を除く）の業務執行状況やコンプライアンスに関する問題点を確認するとともに、会計監査人及び内部監査室とも情報交換を行って、経営監視機能の強化を図っております。

(6) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社の配当政策の基本的な考え方は、業績の向上を目指し、株主の皆様へ利益還元することに最善の努力をしておりますとともに、今後の事業展開に備えるための内部留保に重点を置き、配当性向を考慮しながら、安定的な配当を行っていくことにあります。

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。これらの剰余金の配当の決定は、「法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる」旨を定款に定めております。

当期の配当金につきましては、当期の収益状況と今後の経営環境などを勘案し、1株当たり10円とさせていただく予定であります。

連結貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	6,717,547	流動負債	2,802,640
現金及び預金	2,016,117	支払手形及び買掛金	1,191,050
受取手形、売掛金及び契約資産	2,368,119	電子記録債務	696,612
電子記録債権	937,745	短期借入金	622,330
商品及び製品	791,688	未払法人税等	30,428
仕掛品	84,584	賞与引当金	93,642
原材料及び貯蔵品	220,392	その他	168,576
その他	299,564	固定負債	366,860
貸倒引当金	△665	長期借入金	192,790
固定資産	4,501,011	退職給付に係る負債	97,516
有形固定資産	2,873,843	繰延税金負債	63,465
建物及び構築物	878,832	その他	13,089
機械装置及び運搬具	523,382	負債合計	3,169,500
工具器具備品	53,050	(純資産の部)	
土地	1,400,602	株主資本	7,567,846
リース資産	4,854	資本金	1,850,750
建設仮勘定	13,121	資本剰余金	2,277,951
無形固定資産	487,734	利益剰余金	4,402,089
のれん	340,458	自己株式	△962,943
ソフトウェア	147,002	その他の包括利益累計額	481,211
その他	272	その他有価証券評価差額金	465,234
投資その他の資産	1,139,433	為替換算調整勘定	15,976
投資有価証券	985,603	純資産合計	8,049,058
長期貸付金	3,093	負債・純資産合計	11,218,558
繰延税金資産	39,260		
その他	136,524		
貸倒引当金	△25,049		
資産合計	11,218,558		

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	9,814,833
売上原価	7,943,789
売上総利益	1,871,044
販売費及び一般管理費	1,927,415
営業損失(△)	△56,370
営業外収益	
受取利息及び配当金	26,147
為替差益	77,923
その他の営業外収益	16,094
合計	120,164
営業外費用	
支払利息	7,209
寄付金	11,211
その他の営業外費用	846
合計	19,266
経常利益	44,527
特別利益	
固定資産売却益	1,682
受取保険金	178,081
災害損失引当金戻入額	6,688
合計	186,452
特別損失	
固定資産処分損	6,746
子会社整理損	24,228
合計	30,975
税金等調整前当期純利益	200,005
法人税、住民税及び事業税	48,629
法人税等調整額	4,292
当期純利益	147,082
親会社株主に帰属する当期純利益	147,082

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当連結会計年度期首残高	1,850,750	2,277,951	4,323,858	△1,013,873	7,438,687
当連結会計年度変動額					
剰 余 金 の 配 当			△43,350		△43,350
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			147,082		147,082
連結除外に伴う剰余金の 増 加 高			25,427		25,427
株式給付信託による 自 己 株 式 の 取 得				△33,626	△33,626
株式給付信託に対する 自 己 株 式 の 処 分			△50,929	84,555	33,626
株主資本以外の項目の当連 結会計年度変動額(純額)					
当連結会計年度変動額合計	-	-	78,230	50,929	129,159
当連結会計年度末残高	1,850,750	2,277,951	4,402,089	△962,943	7,567,846

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計	
当連結会計年度期首残高	445,385	△166,783	278,601	7,717,288
当連結会計年度変動額				
剰 余 金 の 配 当				△43,350
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益				147,082
連結除外に伴う剰余金の 増 加 高				25,427
株式給付信託による 自 己 株 式 の 取 得				△33,626
株式給付信託に対する 自 己 株 式 の 処 分				33,626
株主資本以外の項目の当連 結会計年度変動額(純額)	19,848	182,760	202,609	202,609
当連結会計年度変動額合計	19,848	182,760	202,609	331,769
当連結会計年度末残高	465,234	15,976	481,211	8,049,058

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数
- ・連結子会社の名称

7社
サンコウサンギョウ (マレーシア) SDN. BHD.
光華産業有限公司
燦光電子 (深圳) 有限公司
サンコウサンギョウ (バンコク) CO. , LTD.
株式会社トムズ・クリエイティブ
株式会社アクシストラス
株式会社ベンリナー

- ・連結の範囲の変更

当連結会計年度から株式会社アクシストラス及び株式会社ベンリナーを連結の範囲に含めております。これは、株式会社アクシストラス及び株式会社ベンリナーの株式を取得し、子会社化したことによるものであります。
なお、前連結会計年度において連結子会社でありましたサンコウサンギョウ (ベトナム) CO. , LTD. については清算を結了したため連結の範囲から除いております。

② 非連結子会社の状況

該当事項はありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社の状況

該当事項はありません。

② 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

- ・主な会社等の名称 Mitsuto Optical Electronic. Inc.
- ・持分法を適用しない理由 関連会社の当期純損益 (持分に見合う額) 及び利益剰余金 (持分に見合う額) 等からみて、連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日が連結決算日と異なる会社は次のとおりであります。

会社名	決算日
サンコウサンギョウ (マレーシア) SDN. BHD.	12月31日
光華産業有限公司	12月31日
燦光電子 (深圳) 有限公司	12月31日
サンコウサンギョウ (バンコク) CO. , LTD.	12月31日
株式会社ベンリナー	2月28日

連結計算書類の作成に当たっては、同決算日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に発生した重要な取引については連結上必要な調整を行っております。その他の連結子会社の決算日は、連結会計年度と同一であります。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）

その他有価証券

・市場価格のない株式等以外のもの 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

ロ. デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ 時価法

ハ. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

製品、原材料及び貯蔵品、仕掛品

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 3～50年

機械装置及び運搬具 2～20年

ロ. 無形固定資産

ソフトウェア（自社利用）については、社内における見込み利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。

ハ. リース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

④ 退職給付に係る会計処理の方法

当社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、直近の年金財政計算上の数理債務をもって退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

⑤ 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

⑥ 重要なヘッジ会計の方法

イ. ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。為替予約について要件を満たしている場合は、振当処理を採用しております。

ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段	ヘッジ対象
為替予約	外貨建金銭債権

ハ. ヘッジ方針

当社の社内ルールに基づき、為替変動リスクをヘッジしております。外貨建取引のうち為替変動リスクが発生する場合は、そのリスクヘッジのため、原則として為替予約取引を行うものとしております。

ニ. ヘッジの有効性評価の方法

為替予約取引については、ヘッジ手段とヘッジ対象における通貨、期日等の重要な条件が同一であり、かつヘッジ期間を通じて変動相場またはキャッシュ・フロー変動を相殺していると想定することができるため、ヘッジの有効性評価は省略しております。

⑦ のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、5年間の均等償却を行っております。

2. 会計方針の変更に関する注記

時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。

なお、当該会計基準適用指針の適用が連結計算書類に与える影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りは、連結計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるものうち、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性がある項目は以下のとおりです。

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産 39,260千円

繰延税金負債 63,465千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において、繰延税金資産及び繰延税金負債の金額に重要な影響を与える可能性があります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

建物及び構築物	74,677千円
土 地	114,910千円
計	189,587千円

② 担保に係る債務

短期借入金	80,120千円
計	80,120千円

③ 上記のほか、差し入れた銀行保証状発行の見返りとして発行銀行より次のものが拘束されております。

現金及び預金（定期預金）	16,325千円
計	16,325千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 4,998,322千円

(3) 当座貸越

当社及び一部の連結子会社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行と当座貸越契約を締結しております。当連結会計年度末の借入未実行残高等は次のとおりであります。

当座貸越限度額	700,000千円
借入実行残高	485,000千円
差引額	215,000千円

5. 連結損益計算書に関する注記

受取保険金

当連結会計年度において、連結子会社サンコウサンギョウ（マレーシア）SDN. BHD. の水害に関わる損害のうち、損害保険金として確定した金額であります。

子会社整理損

当連結会計年度において、連結子会社サンコウサンギョウ（ベトナム）CO., LTD. の清算終了に伴い発生したものであります。

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当連結会計年度期首 株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数
普通株式	7,378,800	—	—	7,378,800

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

2022年6月29日開催の第62回定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 43,350千円
- ・1株当たりの配当金額 7円
- ・基準日 2022年3月31日
- ・効力発生日 2022年6月30日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

2023年6月29日開催の第63回定時株主総会において次のとおり付議いたします。

- ・配当金の総額 62,918千円
- ・配当の原資 利益剰余金
- ・1株当たりの配当金額 10円
- ・基準日 2023年3月31日
- ・効力発生日 2023年6月30日

(注) 2023年6月29日定時株主総会決議による配当金の総額には、株式付与E S O P信託が保有する当社株式に対する配当金989千円が含まれております。

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については預金等に限定し、また資金調達については銀行借入による方針であります。デリバティブは、為替の変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行っておりません。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形、売掛金及び契約資産、電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループの与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高確認を行うとともに、必要に応じて取引先の信用状況を把握する体制としております。

有価証券及び投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状態を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

営業債務である支払手形及び買掛金、電子記録債務は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。営業債務は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、各社が資金繰計画を作成するなどの方法により、流動性リスクを管理しております。

借入金の用途は運転資金及び設備投資資金であり、長期借入金は支払金利の変動リスクを回避するため、固定金利により資金調達を行っております。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした先物為替予約取引であります。なお、デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規程に沿って行っており、また、デリバティブの利用に当たっては、信用リスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格のない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額5,464千円）は、「その他有価証券」には含めておりません。また、現金及び預金、受取手形、売掛金及び契約資産、電子記録債権、支払手形及び買掛金、電子記録債務、短期借入金（1年以内返済予定の長期借入金を除く）については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
投資有価証券			
その他有価証券	980,138	980,138	—
資産計	980,138	980,138	—
長期借入金 ※	330,120	328,980	△1,139
負債計	330,120	328,980	△1,139

※長期借入金は1年以内返済予定の長期借入金を含めております。

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券 株式	980,138	—	—	980,138

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金 ※	—	328,980	—	328,980

※長期借入金は1年以内返済予定の長期借入金を含めております。

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

長期借入金（1年以内返済予定の長期借入金を含む）

これらの時価は、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

8. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

外部顧客の属する産業	セグメント			
	日本	中国	アセアン	合計
A V機器関連	1,205,314	677,167	221,753	2,104,236
O A機器関連	959,245	757,783	34,115	1,751,144
その他電気機器関連	2,802,419	177,353	312,729	3,292,502
輸送用機器関連	1,068,079	—	—	1,068,079
印刷業界関連	415,465	—	—	415,465
その他	1,183,405	—	—	1,183,405
外部顧客との契約から生じる収益	7,633,929	1,612,304	568,599	9,814,833
その他の収益	—	—	—	—
外部顧客への売上高	7,633,929	1,612,304	568,599	9,814,833

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

当社グループは、接着剤付きラベル・ステッカー・パネル等の特殊印刷製品の企画並びに製造、販売を主な事業内容としております。

- ・国内取引において、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。
- ・輸出取引においては着荷時に収益を認識しております。
- ・代理人取引に該当する取引においては売上高から売上原価を控除した純額で収益を認識しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 1,299円71銭

(2) 1株当たり当期純利益 23円75銭

(注) 1株当たりの純資産額の算定に用いられた当連結会計年度末の普通株式及び1株当たりの当期純利益の算定に用いられた普通株式の期中平均株式数については、自己名義所有株式分を控除する他、株式付与E S O P信託が保有する当社株式(当連結会計年度末98千株、期中平均株式数7千株)を控除して算定しております。

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	4,986,434	流動負債	2,166,241
現金及び預金	1,004,424	支払手形	77,024
受取手形	315,606	電子記録債務	696,612
電子記録債権	937,745	買掛金	660,107
売掛金及び契約資産	1,932,940	短期借入金	500,000
製品	403,356	未払金	93,696
仕掛品	31,286	未払費用	4,552
原材料及び貯蔵品	138,094	未払法人税等	22,348
その他	223,739	賞与引当金	93,642
貸倒引当金	△759	その他の	18,258
固定資産	5,136,399	固定負債	267,830
有形固定資産	2,201,111	長期借入金	100,000
建築物	628,861	退職給付引当金	97,516
構築物	4,594	繰延税金負債	57,224
機械装置	291,685	その他の	13,089
車輛運搬具	5,700		
工具器具備品	22,504	負債合計	2,434,071
土地	1,229,789	(純資産の部)	
リース資産	4,854	株主資本	7,223,527
建設仮勘定	13,121	資本金	1,850,750
無形固定資産	144,530	資本剰余金	2,272,820
ソフトウェア	144,530	資本準備金	2,272,820
投資その他の資産	2,790,757	利益剰余金	4,062,901
投資有価証券	985,603	利益準備金	157,125
関係会社株式	1,473,596	その他利益剰余金	3,905,775
関係会社長期貸付金	660,950	別途積立金	3,962,000
長期貸付金	3,093	繰越利益剰余金	△56,224
長期前払費用	5,420	自己株式	△962,943
長期差入保証金	53,992	評価・換算差額等	465,234
その他	25,538	その他有価証券評価差額金	465,234
貸倒引当金	△417,440	純資産合計	7,688,762
資産合計	10,122,833	負債・純資産合計	10,122,833

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	8,626,106
売 上 原 価	7,141,314
売 上 総 利 益	1,484,792
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	1,467,403
営 業 利 益	17,388
営 業 外 収 益	
受 取 利 息 及 び 配 当 金	29,831
為 替 差 益	112,566
そ の 他 の 営 業 外 収 益	6,273
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	4,004
そ の 他 の 営 業 外 費 用	11,561
経 常 利 益	150,494
特 別 損 失	
固 定 資 産 処 分 損	5,231
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	27,477
税 引 前 当 期 純 利 益	117,785
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	26,324
法 人 税 等 調 整 額	△332
当 期 純 利 益	91,794

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							自己株式	株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			利益剰余金 合計		
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金				
					別途積立金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	1,850,750	2,272,820	2,272,820	157,125	3,962,000	△53,738	4,065,387	△1,013,873	7,175,083
当期変動額									
剰余金の配当						△43,350	△43,350		△43,350
当期純利益						91,794	91,794		91,794
株式給付信託による 自己株式の取得								△33,626	△33,626
株式給付信託に対する 自己株式の処分						△50,929	△50,929	84,555	33,626
株主資本以外の項目の当期 変動額（純額）									
当期変動額合計	-	-	-	-	-	△2,485	△2,485	50,929	48,443
当期末残高	1,850,750	2,272,820	2,272,820	157,125	3,962,000	△56,224	4,062,901	△962,943	7,223,527

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	445,385	445,385	7,620,469
当期変動額			
剰余金の配当			△43,350
当期純利益			91,794
株式給付信託による 自己株式の取得			△33,626
株式給付信託に対する 自己株式の処分			33,626
株主資本以外の項目の当期 変動額（純額）	19,848	19,848	19,848
当期変動額合計	19,848	19,848	68,292
当期末残高	465,234	465,234	7,688,762

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

・市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

② デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ

時価法

③ 棚卸資産の評価基準及び評価方法

・製品、原材料及び貯蔵品、仕掛品

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3～50年

機械装置 2～20年

② 無形固定資産

ソフトウェア（自社利用）については社内における見込み利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。

③ リース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度の末日における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。為替予約について要件を満たしている場合は、振当処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段	ヘッジ対象
為替予約	外貨建金銭債権

③ ヘッジ方針

当社の社内ルールに基づき、為替変動リスクをヘッジしております。外貨建取引のうち為替変動リスクが発生する場合は、そのリスクヘッジのため、原則として為替予約取引を行うものとしております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

為替予約取引については、ヘッジ手段とヘッジ対象における通貨、期日等の重要な条件が同一であり、かつヘッジ期間を通じて変動相場またはキャッシュ・フロー変動を相殺していると想定することができるため、ヘッジの有効性評価は省略しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。

なお、当該会計基準適用指針の適用が計算書類に与える影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りは、計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。当事業年度の計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼす可能性がある項目は以下のとおりです。

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産の金額は、個別注記表「7. 税効果会計に関する注記」に記載の金額と同一であります。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表（3. 会計上の見積りに関する注記）に記載のとおりであります。

4. 貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 3,153,487千円
- (2) 保証債務
以下の関係会社の金融機関からの借入に対し、債務保証を行っております。
株式会社トムズ・クリエイティブ 135,000千円
- (3) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務
貸借対照表に区分表示された以外で、関係会社に係るものは以下のとおりであります。
短期金銭債権 397,016千円
短期金銭債務 48,817千円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

- (1) 営業取引高（売上高） 1,340,231千円
（仕入高） 1,199,652千円
- (2) 営業取引以外の取引高（受取利息） 5,914千円
（受取配当金） 一千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

（単位：株）

株式の種類	当事業年度期首株 式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	1,185,873	98,900	98,900	1,185,873

- （注） 1. 当事業年度末日の自己株式数には、株式付与ESOP信託が信託財産として保有する当社株式98,900株が含まれております。
2. 自己株式の株式数の増加98,900株は、株式付与ESOP信託による取得によるものであり、減少98,900株は、株式付与ESOP信託への処分によるものであります。

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：千円)

繰延税金資産		
繰越欠損金		2,830
賞与引当金		28,673
貸倒引当金		128,052
未払事業税		5,321
退職給付引当金		29,859
建物減価償却費		42,409
減損損失		19,884
関係会社株式評価損		231,051
投資有価証券評価損		38,383
その他		25,605
繰延税金資産	小計	552,072
評価性引当額		△464,229
繰延税金資産	合計	87,842
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金		△145,067
繰延税金負債	合計	△145,067
繰延税金資産の純額		△57,224

8. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

(単位：千円)

種 類	会社等の名称	議 決 権 等 の 所 有 割 合	関 連 当 事 者 と の 関 係	取 引 の 内 容	取 引 金 額 (注) 1	科 目	期 末 残 高
子会社	光華産業有限公司	所有 直接100%	製品の販売 製品の仕入 資金の援助	製品の販売 (注) 2	1,285,182	売 掛 金	272,499
				製品の購入 (注) 2	1,190,536	買 掛 金	46,924
				資金の回収	162,990	関係会社 長期貸付金 (注) 3	97,100
	サンコウサンギョウ (バンコク) CO., LTD.	所有 直接100%	製品の販売 資金の援助	製品の販売 (注) 2	8,436	売 掛 金	105,291
				資金の貸付	—	関係会社 長期貸付金 (注) 4	479,079
	株式会社トムズ・ クリエイティブ	所有 直接100%	資金の援助	銀行借入に対する 債務保証	135,000 (注) 5	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 取引金額には消費税等を含めておりません。
2. 価格その他の取引条件は、市場情勢を勘案して子会社から希望価格が提示され、価格交渉の上で決定しております。
3. 光華産業有限公司に対する資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を決定しております。返済条件は期間3年としており、担保は受け入れておりません。
4. サンコウサンギョウ (バンコク) CO., LTD. に対する資金の貸付については、従来市場金利を勘案して利率を決定していましたが、2017年度より、同社の状況に鑑み利息の支払いを当面の間免除しております。これにより、当事業年度において免除した利息は、8,784千円であります。返済条件は期間3年としており、担保は受け入れておりません。なお、サンコウサンギョウ (バンコク) CO., LTD. に対する債権に対し、392,391千円の貸倒引当金を設定しております。
5. 取引金額には、債務保証の事業年度末残高を記載しております。なお、これに係る保証料等は受け取っておりません。

9. 収益認識に関する注記

連結注記表「8. 収益認識に関する注記(2)顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 1,241円53銭
- (2) 1株当たり当期純利益 14円82銭

(注) 1株当たりの純資産額の算定に用いられた当事業年度末の普通株式及び1株当たりの当期純利益の算定に用いられた普通株式の期中平均株式数については、自己名義所有株式分を控除する他、株式付与E S O P信託が保有する当社株式(当事業年度末98千株、期中平均株式数7千株)を控除して算定しております。

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月24日

三光産業株式会社

取締役会 御中

監査法人まほろば

東京都港区

指 定 社 員 公 認 会 計 士 井 尾 仁 志
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 関 根 一 彦
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、三光産業株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三光産業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2023年5月24日

三光産業株式会社
取締役会 御中

監査法人まほろば
東京都港区

指 定 社 員 公認会計士 井 尾 仁 志
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 関 根 一 彦
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、三光産業株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第63期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第63期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の説明を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決済書類等を閲覧しました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の執行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令違反若しくは定款に違反する重大な事実とは認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人まほろばの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人まほろばの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月25日

三光産業株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 高橋 光 弘 ㊞

監査等委員 大津 素 男 ㊞

監査等委員 川 添 啓 明 ㊞

(注) 監査等委員大津素男及び川添啓明は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第63期の期末配当につきましては、当事業年度の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金10円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は62,918,270円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2023年6月30日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行され、株主総会資料の電子提供制度が導入されたことに伴い、当社定款においても、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨の定めを設けたものとみなされております。かかる点を定款の記載に反映して、より明確化すると共に、電子提供制度に関して所要の変更を行うため、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定めるため、変更案第14条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第14条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されたことに伴い、現行定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となったため、これを削除するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（変更箇所は下線で表示）

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u> 第14条 当社は、株主総会の招集に際し、<u>株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>	<p>（削 除）</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<p>(電子提供措置等)</p> <p><u>第14条</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。</p> <p>② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</p>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）5名選任の件
 本定時株主総会終結の時をもって取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）6名全員は任期満了となります。
 つきましては、取締役5名の選任をお願いするものであります。
 なお、本議案については、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。
 取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数	当社との特別の利害関係
1	いし い まさ かず 石井正和 (1955年1月1日生)	1978年4月 当社入社 2004年4月 第一営業部長 2014年9月 執行役員営業統括部長 2017年6月 取締役執行役員海外統括室長 2018年4月 光華産業有限公司董事長 2018年4月 燦光電子（深圳）有限公司董事長 2018年6月 代表取締役社長執行役員（現任） 2018年6月 サンコウサンギョウ（マレーシア）SDN. BHD. 取締役 2018年12月 光華産業有限公司董事 2018年12月 燦光電子（深圳）有限公司董事 2022年12月 株式会社ベンリナー取締役（現任）	41,849株	なし
<p>【取締役候補者とした理由】 石井正和氏は、2018年より当社代表取締役社長として、当社の企業価値向上に向け強いリーダーシップを発揮しております。経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有していることから、今後の当社グループの持続的な成長のために適切な人材と判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>				

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数	当社との 特別の 利害関係
2	きたむらしんいち 北村眞一 (1965年4月3日生)	1989年4月 当社入社 2014年4月 第一営業部長 2016年4月 執行役員第一営業部長兼営業技術部長兼海外営業部長 2016年6月 取締役執行役員営業管掌 2017年4月 取締役執行役員営業統括室担当 2019年10月 光華産業有限公司董事長(現任) 2019年10月 燦光電子(深圳)有限公司董事長(現任) 2020年1月 株式会社トムズ・クリエイティブ取締役 2020年4月 取締役執行役員グローバル統括本部長 2021年4月 取締役執行役員営業統括本部長(現任) 2021年4月 サンコウサンギョウ(バンコク)CO., LTD. 社長(現任) 2022年12月 株式会社ベンリナー取締役(現任)	11,120株	なし
<p>【取締役候補者とした理由】 北村眞一氏は、2016年より当社取締役として経営に携わっており、営業部門、当社グループ各社の責任者を担当しております。営業分野における豊富な経験と企業経営に関する幅広い知見を有していることから、今後の当社グループの持続的な成長のために適切な人材と判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>				
3	おかだゆたか 岡田豊 (1967年1月3日生)	1989年4月 当社入社 2011年4月 営業技術部長 2017年4月 執行役員国内営業部長兼営業推進室部長兼本社圏生産担当 2020年4月 執行役員東日本統括本部長兼国内営業部長兼生産管理部長 2020年6月 取締役執行役員東日本統括本部長兼国内営業部長兼生産管理部長 2021年4月 取締役執行役員東日本統括本部長兼生産管理部長(現任)	9,639株	なし
<p>【取締役候補者とした理由】 岡田豊氏は、2020年より当社取締役として経営に携わっており、国内工場、生産管理の責任者を担当しております。生産管理における豊富な経験と企業経営に関する幅広い知見を有していることから、今後の当社グループの持続的な成長のために適切な人材と判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>				

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数	当社の特別利害関係
4	あべ まさひろ 阿部 雅弘 (1965年11月25日生)	2018年10月 当社入社 2019年2月 経営企画室長兼総務部長 2019年10月 執行役員経営企画室長兼総務部長 2020年1月 株式会社トムズ・クリエイティブ取締役(現任) 2020年4月 執行役員経営企画室長兼管理統括本部長 2020年6月 取締役執行役員経営企画室長兼管理統括本部長 2022年1月 取締役執行役員経営企画室長兼管理統括本部長兼総務部長 2022年6月 取締役執行役員経営企画室長兼管理統括本部長(現任) 2022年6月 株式会社アクシストラス代表取締役(現任) 2022年12月 株式会社ベンリナー取締役(現任)	3,539株	なし
<p>【取締役候補者とした理由】 阿部雅弘氏は、2020年より当社取締役として経営に携わっており、管理部門の責任者を担当しております。経理財務分野における豊富な経験と企業経営に関する幅広い知見を有していることから、今後の当社グループの持続的な成長のために適切な人材と判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>				
5	やの えみこ 矢野 恵美子 (1967年3月28日生)	1989年4月 当社入社 2018年4月 営業業務部長 2020年4月 執行役員営業業務部長 2021年4月 執行役員営業統括副本部長兼営業業務部長 2021年6月 取締役執行役員営業統括副本部長兼営業業務部長 2022年4月 取締役執行役員営業統括副本部長兼営業業務推進部長(現任)	6,913株	なし
<p>【取締役候補者とした理由】 矢野恵美子氏は、2021年より当社取締役として経営に携わっており、営業業務の責任者を担当しております。海外拠点も含めた営業管理における豊富な経験と知見を有していることから、今後の当社グループの持続的な成長のために適切な人材と判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>				

(注) 1. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険(D&O保険)契約を締結しており、被保険者である当社取締役がその職務に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある

損害が填補されます。

また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

2. 各候補者の所有する当社株式の数は、当期末（2023年3月31日）現在の株式数を記載しております。また、三光産業役員持株会における本人持分を含めて記載しております。

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数	当社との 特別の 利害関係
たか はし とし ろう 高橋利郎 (1971年10月7日生)	1998年4月 弁護士登録 1998年4月 米津合同法律事務所入所 2001年3月 永田町法律事務所入所 パートナー弁護士(現任)	一株	なし

- (注) 1. 高橋利郎氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
2. 高橋利郎氏は、過去に会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての職務を通じて培われた法令等に関する専門的知見をもとに、社外取締役として独立した立場から経営の意思決定と業務執行の監督等に十分な役割を果たすことを期待できるため、補欠の監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。
3. 当社は、高橋利郎氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合には、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険(D&O保険)契約を締結しており、被保険者である当社取締役がその職務に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。
- なお、候補者の高橋利郎氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合には、当該保険契約の被保険者となる予定であります。
- また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額は、2016年6月29日開催の当社第56回定時株主総会において、年額240,000千円以内（ただし、使用人分給とは含まない）として、ご承認をいただいております。

今般、当社は、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）が、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、対象取締役に對し、一定の譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等のために服する当社普通株式（以下、「譲渡制限付株式」という。）を下記のとおり割り当てることといたしたいと存じます。

つきましては、対象取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案いたしまして、上記の取締役の報酬等の額とは別枠として、対象取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、年額50,000千円以内として設定いたしたいと存じます。なお、譲渡制限付株式の割当ては、対象取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案して決定しており、下記2.に定める各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限が発行済株式総数に占める割合は0.43%程度（10年間に亘り、当該上限となる数の譲渡制限付株式を発行した場合における発行済株式総数に占める割合は4.34%程度）と希釈化率は軽微であることから、その内容は相当なものであると考えております。

本議案をご承認いただいた場合、ご承認いただいた内容とも整合するよう、本株主総会終結後の当社取締役会において、事業報告12、13頁に記載の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針につき、本議案の参考に記載の通り変更することを予定しております。本議案は、当該変更後の方針に沿うものであり、相当な内容であると判断しております。

また、現在の当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は6名（うち社外取締役0名）であり、第3号議案のご承認が得られた場合、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は5名（うち社外取締役0名）となります。

記

対象取締役に対する譲渡制限付株式の具体的な内容及び数の上限

1. 譲渡制限付株式の割当て及び払込み

当社は、対象取締役に対し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬等として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受ける。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定する。

また、上記金銭報酬債権は、対象取締役が、上記の現物出資に同意していること及び下記3.に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給する。

2. 譲渡制限付株式の総数

対象取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数32,000株を、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限とする。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができる。

3. 譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける対象取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとする。

(1) 譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役は、譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役を退任する日までの間（以下、「譲渡制限期間」という。）、当該対象取締役に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない（以下、「譲渡制限」という。）。

(2) 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役を退任した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、上記(1)の譲渡制限期間が満了した時点において下記(3)の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社の取締役の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、当該対象取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

(4) 組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合（当該組織再編等の効力発生日が譲渡制限期間が満了した時点より前に到来するときに限る。以下、「組織再編等承認時」という。）であって、かつ当該組織再編等に伴い譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が当社の取締役を退任することとなる場合には、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

また、組織再編等承認時には、当社は、当該組織再編等の効力発生日の前営業日をもって、同日において譲渡制限が解除されていない本割当株

式を当然に無償で取得する。

(参考)

本議案を承認頂いた場合に変更を予定している取締役の個人別の報酬等に係る決定方針に関する事項は以下の通りです。

当社は、取締役が受ける報酬等の決定方針を取締役会の決議にて以下のとおり定めております。

イ. 取締役（監査等委員を除く）の報酬の決定方針

取締役（監査等委員を除く）の報酬等については、基本報酬である月額固定金銭報酬と譲渡制限付株式の付与による非金銭報酬とする。その報酬の額については、各取締役の役位、職責、在任期間、他社水準等を総合的に勘案したうえ、各取締役の活動内容、貢献度等の評価を行うには、代表取締役社長が最適であるため、その決定権限を代表取締役社長執行役員の石井正和に委任しております。

なお、当該評価及び決定内容に関しては、事前に監査等委員会がその妥当性等について確認しております。

ロ. 監査等委員である取締役の報酬等の決定方針

監査等委員である取締役の報酬等については、本報酬である月額固定金銭報酬のみとし、基本報酬の額については、常勤及び非常勤等を勘案のうえ、各監査等委員である取締役の協議により決定しております。

株主総会後の取締役会のスキルマトリックス

本招集ご通知記載の候補者を原案どおりにご選任いただいた場合の取締役会のスキルマトリックスは以下の通りとなります。

氏名	当社における お役所	企業 経営 専門 知識	業 務 的 見 識	製 造 技 術 研 究 開 発	マ ー ケ テ ィ ン グ ・ 営 業	財 務 ・ 法 務 ・ ナ ン ド ・ M & A	I T ・ デ ジ タル	人 事 ・ 労 務 ・ 材 料 開 発	法 務 リ マ ネ ン ト	・ ク ジ ン ト	E S G ・ サ ス テ ナ ビ リ テ ィ	グ ロ ー バ ル 経 験
石井正和	代表取締役社長	●	●	●					●		●	●
北村眞一	取締役	●	●	●								●
岡田 豊	取締役	●	●	●							●	●
阿部雅弘	取締役	●				●	●	●	●			
矢野恵美子	取締役	●		●			●					●
高橋光弘	取締役 (常勤監査等委員)	●				●		●	●			
大津素男	取締役 (監査等委員)	●				●			●			
川添啓明	取締役 (監査等委員)	●				●			●		●	

以上

株主総会会場ご案内図

会 場 東京都千代田区九段北四丁目 2 番25号
アルカディア市ヶ谷（私学会館）5階「大雪の間」
電話 03（3261）9921

J R中央・総武線（各駅停車）市ヶ谷駅
東京メトロ有楽町線・南北線市ヶ谷駅A1 出口または1 出口
都営地下鉄新宿線市ヶ谷駅A1 出口、1 出口またはA4 出口
上記各出口から徒歩約2分

（会場付近略図）

